

うちなー健康経営宣言

第 1622 号

 令和
 5
 年
 12
 月
 1
 日
 登録

 令和
 年
 月
 日
 更新

代表者メッセージ

従業員が日々過ごす事に無理なく健康を維持・持続できる様取り組んでい きたい。

取組事項

- 1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
- 2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
- 3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
- 4. 時間外勤務の縮減や、有給休暇取得を促進する。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。